

暴対法と暴力団排除条例について

平成24年10月19日

弁護士 木村良夫

名古屋市中区丸の内 2-17-12-203

TEL052-218-3767 FAX052-203-2636

1 暴力団って怖くない？

イメージ戦略としての「暴力団」→敵を知れば、怖くない

(1) 暴力団とは何か？

①法による公認＝H4、暴力団対策法の制定

暴力団＝団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（暴力団対策法2条2号）

e x. やくざ（極道）、愚連隊、博徒、的屋は、過去のもの

参考文献：日弁連民暴委員会編「注解暴力団対策法」民事法研究会

②お墨付きを得た暴力団

＝昔から墨をしょってる「指定暴力団」→24団体、92パーセント
指定3要件＝暴力団対策法3条

i 経済的利益（しのぎ）を図るために暴力団の威力を利用する集団

e x. みかじめ料

ii 高い犯歴保有者比率 e x. 100人に9人が前科者

iii ピラミッド型組織→杯事による疑似血縁関係＝親子、兄弟

1次団体→2次団体→……→5次団体

上納金による集金構造と指揮命令系統

③暴力団友好団体→2足のわらじ

＝えせ右翼、えせ同和、フロント企業、えせ労組、NPO e t c

→いずれも指定暴力団ではなく、暴力団対策法の適用がない

暴対法施行により名刺が出せなくなってから、増加

参考文献：名古屋弁護士会民暴委員会編「えせ右翼対策」民事法研究会

同上「暴力団フロント企業」民事法研究会

(2) 暴力団の今＝はたして任侠の徒なのか

①進む寡占化＝寄らば大樹の陰

約87,000人のうち、山口組（約39,200人）、稲川会（約9,500人）、住吉会（約12,600人）の3団体で7割

参考文献：警察白書、犯罪白書

②山口組の強大化と六代目の誕生

・暴力団の2人に1人は、山口組＝菱の代紋の威力

→進むM&A＝中野会解散、国粋会吸収

・五代目に対して使用者責任を認めた最高裁判決（H16・11・12判時1882号21頁）を契機にH17年7月29日、六代目の誕生

→山健組（約8,500人）からではなく、弘道会（約3,300人）から
ナンバー1と2

→暴力団による市民被害に対する組長責任追及訴訟とH16暴対法改正に
よる組長責任規定＝対立抗争に限定

③巨大な裏ビジネス集団

＝暴力団は、裏ビジネスやけんかのプロ、そして情報通

→トリ半の原則と非弁行為

→興業界、沖仲仕から、産廃ビジネス、公共工事参入＝巨大な闇？

ex. 整理屋、パクリ屋、ノミ屋、地上げ屋、総会屋、取立屋、示談屋、
競売屋、占有屋、紳士録商法、闇金融（三菱会事件）、振り込め詐
欺、民暴型架空請求

ex. 暴力団を許容する社会風土→政、財、官、暴の癒着？

参考文献：高知新聞社「黒い陽炎」

下野新聞「狙われた自治体」岩波書店

石渡正佳「産廃コネクション」WAVE出版

→マフィア化への対応＝組織犯罪処罰法、通信傍受法、マネーロンダリン
グ規制、本人確認法、廃棄物処理法改正

→共謀罪新設問題、ゲートキーパー問題、犯罪収
益吐出し制度の創設

2 暴力団対策法とは？

(1) 禁止規定に違反して暴力行為を行う場合、「中止命令」「再発防止命令」が県公
安委員会から発出される。

＝命令に違反すると、懲役1年以下または罰金100万円以下の刑事罰

(2) 暴力団対策法で禁止されている21の行為（法9条）

① 口止め料を要求する行為

ex. 異性問題のスクランダル

ex. 事務上のミス等

② 寄付金や賛助均等を要求する行為

ex. 寄付金・賛助金・義捐金等

③ 下請参入等を要求する行為

ex. 砂利・砂・防音シート・軍手・自動販売機の設置等の要求

ex. 発注者が拒絶しているのに、下請を要求してくる

④ みかじめ料を要求する行為

⑤ 用心棒料等を要求する行為

⑥ 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

⑦ 不当な方法で債権を取り立てる行為

⑧ 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

ex. 集金人が気に入らないから支払わない

⑨ 不当な貸付及び手形の割引を要求する行為

- ⑩ 証券会社に対して不当に信用取引を要求する行為
 - ⑪ 株式会社に対して、不当に株式会社の取引を要求する行為
 - ⑫ 不当な地上げを要求する行為
 - ⑬ 土地建物などを占拠するなどして不当に明渡し料を要求する行為
 - ⑭ 交通事故の示談に介入し、金品等を要求する行為
 - ⑮ 因縁を付けて損失補償を要求する行為
 - ex.交通事故等の事故に因縁を付ける
 - ex.現場の事故に因縁を付ける
 - ⑯ 不当に認可等を要求する行為
 - ⑰ 不当に認可等の排除を要求する行為
 - ⑱ 不当に入札の参加を要求する行為
 - ⑲ 不当に入札を排除するように要求する行為
 - ⑳ 不当に公共工事契約を排除するよう要求する行為
 - ㉑ 不当に公共工事下請などのあっせんを要求する行為
- (3) 指定暴力団員の利用の禁止等（法10条）
- ＝暴力的要求行為の依頼の禁止→再発防止命令
 - 参考文献：愛知県弁護士会民暴委員会編「暴力団対策関係法の解説」民事法研究会

3 暴力団排除の最近の流れ

- (1) 暴力追放体制構築の会社法上の要求（平成17年改正）
- 会社法は、取締役や使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制などを整備する義務を課している（会社法348条3項4号、会社法施行規則98条1項4号）
- 内部統制システムの構築義務
- ・蛇の目ミシン工業株主代表訴訟事件最高裁判決(最判平成18年4月10日判例時報1936号27頁)
 - ＝取締役は、たとえ暴力団関係者等会社にとって好ましくない者から脅迫された場合でも、警察に届けるなど法令に従った適切な対応をすべき義務がある。
- (2) 犯罪対策閣僚会議による指針（平成19年6月19日）と法改正
- 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（政府指針）
- ＝反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に屈することなく法律に即して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものである。
- (3) 金融証券取引法上の要求（平成20年4月1日以降）
- 上場会社に対して、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から内部統制

報告書を作成し、監査証明を受けて、有価証券報告書とともに提出することを要求している（金融商品取引法24条の4の4）。

→上場会社には、当然、金融機関が含まれている。

金融機関は、金融庁から、暴力団等の反社会的勢力との取引の拒絶を強く求められている。

e x. スルガコーポレーション事件、アーバンコーポレーション事件

(4) 暴力団対策法の改正（平成20年4月1日）

＝国及び地方公共団体の責務として、暴力団排除活動の推進が規定された（暴対法32条）

→平成21年度の福岡県を初めとする暴力団排除条例の全国的制定へ

4 愛知県暴力団排除条例（以下、単に条例という）について

平成22年10月15日成立、平成23年4月1日施行

→暴力団の排除を県、事業者及び県民が協働して行い（条例3条）、事業者には、その事業により暴力団を利することにならないようにする責務を課す（条例5条）

(1) 利益供与の禁止（条例14条）

- ・暴力団の威力を利用したことの代償として利益を供与することの禁止
- ・暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与の禁止
→情を知らないでした契約に係る債務の履行などの正当理由がある場合を除く
＝契約の履行であっても、相手方が暴力団であることを知っていれば、違法

(2) 契約時における措置（条例15条）

- ・当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものでないことの確認義務（1号）
- ・当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、当該契約を解除できる旨を定める義務（2号）
- ・当該契約の相手方に対し、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものでないことを書面で誓約させる義務（3号）
→契約時に暴力団排除条項を挿入することが法令上の義務となった。

(3) 違反行為に対する制裁（条例24条から26条）

- ・14条違反などの疑いがあれば、公安委員会が、説明、資料提出を要求（24条）
- ・14条違反により暴力団排除に支障を及ぼすと認められれば、公安委員会が勧告を行う（25条）。
- ・24条違反、25条違反があれば、違反者の氏名、住所、その行為が公表される（26条）

→罰金などよりはるかに大きい社会的制裁たりうる。e x. 銀行取引停止

参考文献：東京弁護士会民暴委員会編「暴力的排除と企業対応の実務」商事法務

5 暴力団関係者か否かはどのような資料から検討するか

(1) あやしい、おかしい、何か変だな、という直感

- ① 取引や事件の進み方が、一般的に想定される進み方とは違うように進んでいきそうだ。
- ② 相手の所在地へいってみても、それらしい看板も表札もないが、どうしたものか。
- ③ 取引や事件とは関係がない、偉い人との知り合い関係などが多い相手方の話題につきあわされている、その話題にあわせて愛想をしなければならない。肝心な話しになるとはぐらかされて、ちっとも進まない。
- ④ 逆に、とにかく急いでその場で結論を求められる。自分の事務所へ戻って考えたり、人と相談する機会が持てない。
今、返事をしないと利益が得られない・損害が出てしまう、など、結論を求められる。ちょっとぐらい検討したり相談したりする時間があってもいいのに、困ってしまう。
- ⑤ やたら書類の作成を求められる。例えば契約の交渉途中でも、仮合意・覚書などの作成を求めたがるので何か変だ。しかも、その書類は、相手方が作成して印字した書類に署名・記名、捺印を求める。
- ⑥ 警察に届けようとする、相手方から泣きつかれたり、甘い話しや、脅し的な話しがでてきて困る。本当は警察へ届けなければいけないのに、どうしよう。
- ⑦ 名刺をもらったら、やたら仰々しい感じがする。いっぱい肩書きが付いていて、そんなに役についている・会社経営をしていて凄いと思う反面、本当にそれだけの仕事が出来ているのか、と感じてしまう。
- ⑧ なにか会話がしにくい感じがする。どこか高圧的な感じがして、自分からの話がしにくい。相手方はこちらの話しや立場を無視するような感じがあって、自分の意見が通らない感じがする。相手に反対の意見をいうと脅されそうな感じを受ける。
- ⑨ 連絡先が携帯電話しかない。しかも、こっちから連絡をいれても留守電が多く、なかなか返事がない。でも、相手方からの連絡には、すぐに返事を求められて困る。

(2) 相手は会社か個人か

個人なのに会社のような肩書きをつけていないか。

個人の場合には住民票の住所が確認できるか、相手方の特定ができるか。

(3) 会社に特有のポイント

- ① 株式会社か有限会社か持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）か
合名会社の出資者と合資会社の無限責任社員以外は、出資者の責任は有限責任。
- ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書・履歴）の確認
本店所在地と営業場所とは一致しているか・本店所在地が転々としていな

いか、会社設立時期が直近か、役員の変更（全役員の変更などの履歴）が不自然ではないか、目的欄が、不自然な多数の目的を設定していないか、資本金の額が不自然ではないかなど。

③ インターネット上の検索

(4) 相手の所在地の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）

自己建物か借地借家か

担保設定の有無、税金滞納による差し押さえ、その他差し押さえなどの有無

その土地・建物を使用しているか

(5) その他

① 自動車の登録番号

② 相手方の周辺の人々の雰囲気など

③ 相手方と会う場所

6 暴力団関係者だと感じたとき、どのように対応するか

(1) 組織としての統一的な対応

① 対応責任者は明確に

ただし、1人で背負い込まずに役割分担をする

② 内部の連絡体制を整備して情報を共有化し、組織として統一した対応をする

(2) 対応姿勢

① 恐れない、弱みを見せない、挑発に乗らない

→不当要求行為者に「ココを追求してもムダだ」と思わせる

② 誠実に対応する、約束したことは守る、挑発しない

③ 早期解決を優先しない、安易な妥協はしない

(2) 早期に関係機関（警察・県民会議・弁護士会）に相談する

・暴力追放愛知県民会議

〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号

愛知県高辻センター2階 TEL 052-883-3110

URL : <http://www.boutsui-aichi.or.jp/>

月曜から金曜 午後1時30分から3時30分 民暴相談 予約制

・愛知県弁護士会名古屋法律相談センター

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1番1号 中日ビル3階

052-252-0044 予約制 30分5250円

7 具体的な対応のノウハウ

(1) 不当要求行為者の特定

名前・連絡先・住所 etc.

(2) 電話の場合

① 録音する

証拠収集としても重要、それ以上に威嚇的効果が大きい

② 長期間に及ばないようにする

「この後、予定がありますので、〇分だけお話をうかがいます。」
「まとめさせていただくと〇〇ですね。こちらにつきましては××です。」
「もう〇分お話しさせていただいていますが、これ以上お話しても結論は変わりませんので、これで切らせていただきます。」 etc.

③ 暴言・脅迫があった場合

「そのような態度に出られるのであれば、これ以上お話しはできません。」
「ただいまのご発言は明白な脅迫です。録音テープを所轄警察に提出させていただきます。」 etc.

(3) 面談の場合

① 複数での対応を基本とする

② 面談場所は相手の支配領域（組事務所 etc.）にしない。

まずは呼びつけるつもりで、ムリでもパブリックスペースにする

③ 予定面談時間を指定しておく

終了時刻になったら帰ってもらいたい旨を明確に伝える

(4) 実際の交渉場面

① 即答を避ける

言質をとられない、前言との矛盾をつかれぬ、決済権者は対応しない

「今日はお話だけ伺います」「持ち帰って検討します」

「事務所で稟議してからでないとお答えできません」

② できるだけ約束をしない、できない約束をしない

③ できないときには「できません」とはっきりいう

「前向きに検討します」「善処します」は相手に期待を待たせることになる

④ 「誠意を示せ」といわれたら

誠意とはなんですか？」「お金のことですか？」「いくらですか？」

「金銭の支払いという意味であれば応じられません。」 etc.

④ 「道義的責任」「社会的責任」について言及されたら

「法的に適正・妥当な範囲であれば、責任を果たさせていただきます。その範囲を超えるものにつきましては応じかねます。」

「どうしてもとおっしゃるのであれば、然るべき場所に出ていただくしかありません。」 etc.

⑤ 「いますぐ来い」といわれたら

「今日はお会いできません。〇日〇時、〇〇においてであればお会いできます。」

参考文献：第2東京弁護士会民暴委員会編「企業活動と民暴対策の法律相談」青林書院

8 まとめ

恐れぬ。平常心で。

以 上